

四日市市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月20日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第54号

四日市市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員特殊勤務手当支給規則（平成16年四日市市規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 788 400 822">附 則</p> <p data-bbox="252 846 437 880"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="204 904 799 994">1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="252 1079 635 1113"><u>（防疫作業等手当の特例）</u></p> <p data-bbox="204 1137 799 1227">2 条例附則第78条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。</p> <p data-bbox="236 1252 799 1700">(1) <u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者又はその疑いがある者（以下「新型コロナウイルス感染症の患者等」という。）の移送</u></p> <p data-bbox="236 1724 799 1814">(2) <u>新型コロナウイルス感染症の患者等の検体の採取</u></p> <p data-bbox="236 1839 799 1928">(3) <u>新型コロナウイルス感染症の患者等に対して行う聞き取り調査</u></p> <p data-bbox="236 1953 799 2042">(4) <u>その他前各号に掲げる作業に準じるものとして市長が認める作業</u></p>	<p data-bbox="935 788 1035 822">附 則</p> <p data-bbox="836 904 1431 994">この規則は、平成16年4月1日から施行する。</p>

3 条例附則第78条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる作業 従事した1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）

(2) 前項第4号に掲げる作業 同項第1号から第3号までの作業との均衡を考慮して市長が定める額

4 同一の日において、附則第2項各号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、いずれか一の手当）以外の手当は支給しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

(総務部人事課)